

広島県告示第九百七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により次のとおり告示する。

令和八年十月一日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日（委託期間）
一般社団法人 広島県猟友会	広島市中区鉄 砲町四番一号	令和八年九月 一八日	令和八年度狩猟者 登録手数料等徴収 業務	令和八年九月一 八日（令和八年 九月一八日）令 和九年三月一二 日）